

令和8年度次世代産業マッチング支援業務 提案競技 仕様書

1. 業務名

令和8年度次世代産業マッチング支援業務

2. 目的

新事業への参入や課題解決のニーズを持つ県内企業や製品・技術・ノウハウ等を持つ県内企業と、補完関係や相乗効果が見込まれる企業とのマッチングにより、オープンイノベーションを促進し、グリーン・環境、ヘルスケア等の次世代産業分野へ向けた新製品や新サービスの開発等事業展開につなげることで、本県における産業の振興と持続的な活性化に寄与することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日～令和9年3月10日

4. 委託業務内容

支援対象の県内企業（以下「支援先企業」という。）と県内外企業（以下「他企業」という。）との共創を前提としたマッチングの促進を図ることにより、支援先企業の新事業創出に繋げていくことを目的としており、業務終了時には支援先企業の共創相手となる他企業が決まり、共創による新事業創出に向けて自走できる状態を目指すもの。

（1） 共創を前提とした支援先企業と他企業とのマッチング支援業務の企画・運営

ア 事前説明会

- ・他企業との連携による共創の取組に挑戦し、新事業創出に対して高い意欲を有する支援先企業を発掘するため、対面による事前説明会を実施する。

イ 支援先企業の募集・選定

- ・共創の実現に向けて高い意欲を有し、かつ共創の実現可能性が見込まれる県内企業を募集し、支援先企業として概ね5者程度を選定する。
- ・支援先企業の募集・選定にあたっては、選定（採点）基準等を県と協議し、定めた上で実施する。
- ・支援先企業及び支援事業は、県内中小企業が當む主に製造事業を対象とする。

ウ 共創を前提としたマッチングに向けた伴走型支援

- ・支援先企業と他企業との円滑なマッチングに向け、各支援先企業に対して面談及びヒアリングを実施し、当該企業の強み・弱み、保有する技術・ノウハウ、事業に対する考え方等を整理・分析した上で、共創による新事業の方向性を明確化する。
- ・共創を前提としたマッチングの促進にあたっては、県が設置する「島根グリーンビジネスフォーラム」及び「島根ヘルスケアビジネスコミュニティ」の枠組を活用す

るとともに、受託者が有する知見、ネットワークその他のリソースを基盤とし、その活用方法を含めた具体的かつ実効性のある提案に基づき実施する。

- ・支援先企業に対し、他企業とのマッチング機会の創出に係る支援を行うとともに、マッチング成立の確度向上に向けたフィードバックを行う。
- ・支援先企業と他企業とのマッチング成立後、共創による新事業創出に向け、事業構想の具体化及びビジネスモデルの検討等を行い、その実現に向けた支援を行う。
- ・支援先企業と毎月1回以上の面談を実施するとともに、必要に応じて電話、電子メール等によるフォローを行う。

(2) 支援事例集作成業務

- ・受託者は、本支援事業のPR等を目的として、本事業の概要紹介に加え、支援先企業ごとに本支援による成果等を取りまとめた支援事例集を成果物として作成する。
- ・県が管理するウェブサイト上の公開及び紙媒体での配布が可能な形式とし、当該用途に支障のないライセンスにより作成する。
- ・成果物として、紙媒体100部及び電子媒体一式を納品すること。

(3) 管理運営業務

- ・本業務の実施にあたっては、定期的に県と協議を行なながら進めるものとする。
- ・「4.(1)ウ」に規定する伴走支援については、支援内容、進捗及び成果を取りまとめ、レポートとして支援実施月の翌月10日までに県へ提出する。

(4) 独自企画提案業務

その他、支援先企業と他企業の連携による新事業創出等を促進するための有効な取組で、提案競技において受託者が提案し県と調整を図った業務。

(5) 成果物

次のア～エをレポートとしてとりまとめ、本委託業務の成果物として令和9年3月10日までに紙及び電子媒体により、県へ提出すること。

- ア 実施した事前説明会の開催実績（開催概要、参加者名簿、参加者アンケート）
- イ 支援先企業の募集・選定に係る実績（選定基準、面談・協議記録、選定経緯・結果）
- ウ 支援先企業に対する伴走支援実績（マッチング面談記録、伴走支援の支援内容・成果、引継事項）
- エ 「4.(2)」に規定する支援事例集

5. その他

(1) 本業務の実施に当たっては、島根県ホームページ上で公開している下記の次世代産業分野に係る事業の取組経緯を踏まえること。

※ しまね次世代産業創出オープンイノベーション推進事業

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/next-openinnovation.html>

※ 次世代産業マッチング支援事業

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/r7mattingusien.html>

- (2) 本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内容を遵守することとし、県と十分協議すること。
- (4) 本業務における打ち合わせや会議等については、議事録を作成し、適宜、県に報告すること。
- (5) 各種イベントの企画・実施の方針検討や事業の進捗確認のため、県と定期的に打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、内容に応じてオンライン・対面のうち適切な手法で実施すること。
- (6) 本業務に係る講師謝金や会場費等の一切の経費は委託費の中で負担すること。
- (7) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (8) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 本業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (10) 本業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (11) 感染症の影響等受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (12) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (13) その他、仕様書に定めのない事項は県と受託者の協議により定めるものとする。